

新型コロナウイルスの影響で生活に影響が出ている際に利用できる主な制度や窓口のご紹介

新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、新設・拡充された制度や相談窓口について主なものをまとめました。生活の安定や不安解消のための公的な制度をご活用ください。

1. 生活資金の給付

家賃の補助

1-1 住居確保給付金の拡充

概要：就職に向けた活動を行うなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給

拡充内容：対象者の拡充（離職・廃業から2年以内の方に加え、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方も対象になりました）

受付日時：月曜～金曜（祝日を除く） 9時～17時

問合せ先：くらし再建パーソナルサポートセンター

電話：06-6858-5075

10万円の給付

1-2 特別定額給付金

概要：新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、家計への支援策

給付内容：対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている人。対象者一人につき10万円を世帯主に給付

問合せ先：豊中市特別定額給付金コールセンター

電話：06-6151-5181



1-3 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

概要：新型コロナウイルスの影響で事業主の指示により休業した労働者のうち、休業手当を受け取ることが出来ない人に対して給付金を支給

給付内容：休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を休業実績に応じて支給

問合せ先：新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話：0120-221-276



2. 生活資金の貸付

2-1 生活福祉資金貸付制度

概要：新型コロナウイルスの影響により、収入が減少した世帯への貸付制度で、緊急小口資金及び総合支援資金がある

貸付内容：緊急小口資金は10万円以内（特例で20万円以内）

総合支援資金は複数世帯で月20万円以内（最大3か月間）

受付日時：月曜～金曜（祝日を除く） 9時～17時

問合せ先：豊中市社会福祉協議会

電話：06-6848-1313



新型コロナウイルスの影響で生活に影響が出ている際に利用できる主な制度や窓口のご紹介

3. 相談窓口

3-1 収入が減少し、今後の生活について相談したい人へ

相談窓口：くらし再建パーソナルサポートセンター（豊中市くらし支援課）

相談日時：月曜～金曜（祝日を除く） 9時～17時

電話：06-6858-5075

3-2 失業などで再就職を検討している人へ（求人検索や職業相談）

相談窓口：豊中しごとセンター

相談日時：月曜～金曜（祝日を除く） 9時～17時

電話：06-6398-7463

3-3 失業などで再就職を検討している人へ（就職に向けた支援を希望）

相談窓口：豊中市地域就労支援センター

相談日時：月曜～金曜（祝日を除く） 9時～17時（要予約）

電話：06-6858-6861

3-4 働く上での悩みや不安をお持ちの人へ

相談窓口：豊中市労働相談窓口（生活情報センターくらしかん）内

相談日時：月・水・金曜（祝日を除く）10時～12時、13時～16時

電話：06-6858-6863

4. その他の制度

4-1 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

相談日時：全ての曜日（祝日を含む） 9時～21時

相談内容：小学校等の臨時休校により仕事を休まざるをえなくなった保護者への助成金制度に関する内容など。個人で業務委託契約等で仕事をしている場合を含む

電話：0120-60-3999

4-2 生活保護に関する相談

相談日時：月曜～金曜（祝日を除く） 9時～17時15分

電話：06-6858-2245（本庁）、06-6334-4055（庄内）

